

アルバイト規定

第1条（定義）

アルバイトとは、組合の各職場において組合員とは別に臨時的・短期的に雇用する者をいう。

第2条（雇用契約と契約期間）

組合は、アルバイトとして雇用する者とアルバイト雇用契約を締結する。契約期間は6ヶ月以内とする。契約期間満了後新たな雇用契約を締結することができる。

第3条（所定労働時間と休憩）

アルバイトの所定労働時間と休憩時間は、各職場の所定労働時間と休憩時間を適用する。

労働時間は、1日について8時間、1週間について40時間を超えないものとする。

第4条（年次有給休暇）

継続勤務が雇い入れから6ヶ月以上となった場合に、1週間の所定労働日数、所定労働時間に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

第5条（賃金）

賃金は時給とする。時給の額は各職場の基本時給額と同額とする。

労働時間が、時間外労働、休日労働、深夜労働となった場合は、法定の割増し賃金を支払う。以上規定したもの以外の賃金は支給しない。

第6条（時間外労働、休日労働）

書面による労使協定を締結して、時間外労働、休日労働、深夜労働に従事させることがある。

第7条（就業規則の適用）

この規定に定めのない服務規則については、組合の就業規則を適用する。

付則 この規定は 1998 年 2 月 21 日より適用する。
 この規定は 2003 年 5 月 9 日一部改定
 この規定は 2012 年 5 月 30 日一部改定
 この規定は 2019 年 9 月 11 日一部改正
 この規定は 2022 年 12 月 11 日に労協法人用に移行